

# 利用者のために

## 1 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

## 2 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施している。

## 3 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる「大分類 I - 卸売業・小売業」に属する事業所（警戒区域等をその区域に含む調査区分にある事業所（商業統計調査規則第 4 条参照）を除く）を対象とした。

調査は、民営の事業所を対象とした。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ・インターネット販売などの事業所も調査の対象とした。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とした。

## 4 調査の方法（調査経路）

(1) 報告者（事業所）が自ら調査員によって配布された調査票に記入（自計方式）し、調査員が回収する又はオンライン提出による調査員調査方式



(2) 商業事業所の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省へ郵送又はオンラインにより提出する本社等一括調査方式



## 5 調査の期日

平成 26 年商業統計調査は、平成 26 年 7 月 1 日現在で実施した。

なお、商業統計調査は周期調査であるが、平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施している。

また、経済センサスの創設に伴い、商業統計調査は経済センサス-活動調査実施年の 2 年後に実施することとなり、今回は総務省所管の経済センサス-基礎調査との同時調査（一体的）により実施した。

＜これまでの調査＞

調査年次	調査期日	調査種別	調査年次	調査期日	調査種別
昭和27年調査	9月 1日	卸売・小売業、飲食店	昭和57年調査	6月 1日	卸売・小売業、飲食店
〃 29 〃	9月 1日	〃	〃 60 〃	5月 1日	卸売・小売業
〃 31 〃	7月 1日	〃	〃 61 〃	10月 1日	一般飲食店
〃 33 〃	7月 1日	〃	〃 63 〃	6月 1日	卸売・小売業
〃 35 〃	6月 1日	〃	平成元年調査	10月 1日	一般飲食店
〃 37 〃	7月 1日	〃	〃 3 〃	7月 1日	卸売・小売業
〃 39 〃	7月 1日	〃	〃 4 〃	10月 1日	一般飲食店
〃 41 〃	7月 1日	〃	〃 6 〃	7月 1日	卸売・小売業
〃 43 〃	7月 1日	〃	〃 9 〃	6月 1日	〃
〃 45 〃	6月 1日	〃	*〃 11 〃	7月 1日	〃 (簡易調査)
〃 47 〃	5月 1日	〃	〃 14 〃	6月 1日	卸売・小売業
〃 49 〃	5月 1日	〃	**〃 16 〃	6月 1日	〃 (簡易調査)
〃 51 〃	5月 1日	〃	〃 19 〃	6月 1日	卸売・小売業
〃 54 〃	6月 1日	〃	***〃 26 〃	7月 1日	〃

\*平成11年調査は総務庁事業所・企業統計調査と同時実施の簡易調査（第一回）

\*\*平成16年調査は総務省の事業所・企業統計調査及びサービス業基本調査と同時実施の簡易調査（第二回）

\*\*\*平成26年調査は、日本標準産業分類の第12回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施の平成19年調査の数値とは接続しない。

## 6 調査結果の利用

調査結果は、以下のように利用されている。

- (1) 国や地方公共団体が、中小商業施策を中心とする流通関連施策の立案、実施のための基礎資料
  - ・大規模小売店舗立地法、小売商業調整特別措置法、中小小売商業振興法の運用
  - ・都市計画、市街地再開発計画、都市の特性分析
- (2) 国や地方公共団体による所得推計、構造分析等の基礎資料
  - ・産業連関表及び地域産業連関表の作成
  - ・国民経済計算、県民所得の推計
  - ・各種白書（経済白書、中小企業白書、厚生労働白書など）、その他県勢要覧等の作成
- (3) 国や地方公共団体による各種調査の標本設計への母集団の提供
- (4) 民間、学術研究団体における研究、市場予測、需要予測等

## 7 その他

- (1) 統計表中「X」は、その数字に該当する事業所数が1又は2であるため、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので、数字を秘匿したことを示したもの。なお、この秘匿によっても、Xが算出される恐れのあるものについては、事業所数が3以上でもXで秘匿している。

ただし、基幹統計調査の結果における従業者数の取扱いについては、秘匿を解除することができることとなったため、従業者数の秘匿は行っていない。

- (2) 統計表中の記号の用法は次のとおり。

「—」…………… 該当数値がないもの及び分母が0のため計算できないもの

「0」及び「0.0」… 四捨五入による単位未満

「X」…………… 秘匿数字

「△」…………… マイナスの数値

- (3) 本文及び統計表中の「構成比」については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。